

京田辺市議会だより 6月定例会・臨時会



ワクチン接種事業など 5億9240万円を可決

新型コロナウイルス ワクチン接種会場
(市コミュニティホール前)

R3年補正予算 第2号・第3号可決

新型コロナウイルス感染症対策関連や防災施設整備費などで総額5億9240万円を「令和3年度一般会計補正予算(第2号)」「および」「3年度一般会計補正予算(第3号)」を上程し、各常任委員会で審査の上、本会議で可決されました。

新型コロナウイルス感染症対策では、ワクチン接種事業の負担金や補助

副市長同意案 賛成多数同意

市長は、定例議会の初日、副市長に本市理事の辻村徳夫(つじむらのりお)氏を選任する旨の同意を議会に求めました。議会は、賛成多数で同意し、これにより2年間空席であった副市長が正式に決定しました。

辻村氏は、平成31年度から京都府山城広域振興局副局長を務められた後、令和2年度より本市理事に着任されていました。

条例改正案 2件を可決

市は、国の地方税法等の一部改正に伴い「京田辺市税条例」の一部を改正する案を上程しました。また、居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、「京田辺市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する提案がなされ、それぞれ関連する常任委員会で審査の上、本会議で賛成多数で可決されました。

これにより、市税条例では、非課税限度額における国外居住親族の取り扱いが見直され、ほかに居宅サービス計画の届出

議員提出の意見書案1件可決

全会派から合同で提出された「建設アスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書」は、賛成多数で可決されました。また、複数議員から提出された「東京オリンピック・パラリンピック開催の中止を求める意見書」は、賛成少数で否決されました。

が義務化されました。

可決された意見書

令和3年5月17日、最高裁において、「建設アスベスト損害賠償請求訴訟」について、国及び建材企業の責任を認める判決が出されたが、加えて労働基準法上の労働者に該当しない「一人親方等」に対する国の責任を認める判断が行われたことは、非常に評価できるもの、「屋外作業者」に対する国の責任は、危

専決処分案 すべて承認

5月臨時会において、市長より5件の専決処分承認を求める議案が提出され、すべての案件が承認されました。

①地方税法等の一部改正による法律が公布されたことに伴い、「京田辺市税条例」等の一部を改正する条例、②「京田辺市都市計画税条例」の一部を改正する条例、③健康保険法施行令の一部を改正する政令公布に伴い、「京田辺市介護保険条例」

日	程	議	等	掲載面
5月11日		第1回臨時会(役職改選他)		1・2面
第2回定例会				
6月3日		本会議(開会・議案上程等)		1面
6月11日		本会議(一般質問)		4~7面
6月14日		13名		
6月15日				
6月18日		文教福祉常任委員会		
6月21日		建設経済常任委員会		3面
6月22日		総務常任委員会		
6月30日		本会議(採決・閉会)		1・8面

第174号

2021年(令和3年)8月1日

発行 京田辺市議会

編集 広報広聴特別委員会

〒610-0393

京田辺市田辺80番地

TEL 0774-64-1380

FAX 0774-63-4782

gikai@city.kyotanabe.lg.jp

険性を予見することは出来なかったとして認めなかった。

そして、令和3年6月9日、参議院において、「特定石綿被曝建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が可決成立したことで、損害賠償請求訴訟を提起することなく、金銭的な救済が図られることとなったことは、建設業従事者のアスベスト被害者の方々にとっては長年の悲願が達成されたと大変大きく評価できるものである。

しかし、すべての建設アスベスト被害者救済のための補償基金制度の実施を求めるものである。一部を改正する条例、④指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、「京田辺市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例」等の一部を改正する条例、⑤子育て世帯生活支援特別給付事業費、新型コロナウイルス感染症予防接種事業費など、3億7660万円を追加する「令和3年度一般会計補正予算(第1号)」

アスベスト被害者の救済について、屋外作業者、また検討事項とされている国の責任以外による損害賠償、補償の在り方についても課題が残っている。首都圏での最初の提訴から13年、京都での提訴からも10年という長い月日を費やし、志半ばで亡くなった原告も多数となつていくことから、給付金の支給については一刻も早く支給し救済されるべきである。

よって、一日も早い建設アスベスト被害者救済のための補償基金制度の実施を求めるものである。